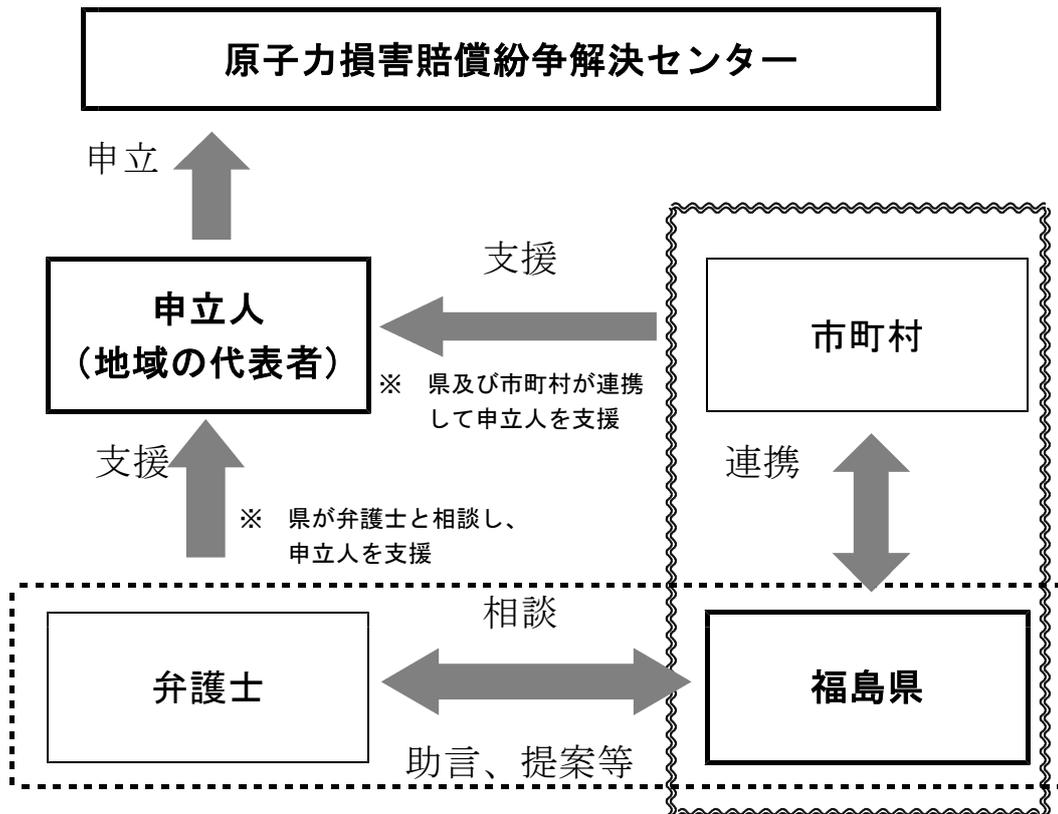


**「原子力損害賠償紛争解決センター」への申立てに  
関する被害者支援について**

平成23年11月10日  
福島県原子力損害対策課

- 原子力損害賠償の完全実施に向けては、これまで、国、東京電力(株)に要望・要求活動等を行っているところであるが、加えて「原子力損害賠償紛争解決センター」への和解仲介の申立てを行い解決することも考えられる。
- そこで、不特定多数の被害者に係る精神的損害など、その内容が申立人のみならず、広く地域の住民に共通する事案であると判断される場合、公益的観点から県と市町村が連携して、被害者の申立手続きの支援を行う。

(イメージ図)



※ 現在、期間経過に伴う精神的損害の減額に関する申立てについて、関係市町村と協議中。